

第2節 保健福祉センターの概要

1 保健福祉センターの概要

地域の保健福祉・環境衛生の中核的な行政機関としての役割を果たすため、平成9年度に旧石川県小松保健所及び山代保健所が、石川県南加賀保健所及び南加賀保健所加賀センターにそれぞれ改編された。

平成12年度には従来の保健所機能に福祉事務所

機能と児童相談所機能の一部が加わり、石川県南加賀保健福祉センター及び南加賀保健福祉センター加賀地域センターにそれぞれ改編された。

加賀地域センターでは、県民の利便性が低下しないよう対人保健福祉サービスや食品衛生、環境衛生等のサービスを継続して行っている。

(1) 南加賀保健福祉センター

ア 施設の概要

所在地 小松市園町ヌ48番地
敷地 8,281.00㎡
建物 延面積 2,621.41㎡
本館 2,429.79㎡
車庫その他 191.62㎡
竣工年月日 平成2年9月28日

イ 沿革

昭和19年10月 小松市小馬出町86番地で小松簡易保険健康相談所を吸収して小松保健所開設
昭和21年5月 小松市小馬出町矢研堀に新築移転
昭和39年11月 小松市園町ホ82番地に新築移転
平成2年10月 現在地に新築移転
平成9年4月 南加賀保健所に名称変更
平成12年4月 南加賀保健福祉センターに名称変更

(2) 加賀地域センター

ア 施設の概要

所在地 加賀市山代温泉桔梗ヶ丘
2丁目105-1
敷地 2,008.82㎡
建物 延面積 1,083.75㎡
本館 947.10㎡
車庫その他 136.65㎡
竣工年月日 昭和46年3月31日

イ 沿革

昭和14年5月 結核予防会山代模範地区指導所発足
昭和15年4月 山代保健所開設
昭和46年6月 山代保健所全面改築
昭和48年4月 山代生活科学センター併設
(平成8年4月小松合同庁舎に移転)
平成9年4月 南加賀保健所加賀センターに名称変更
平成12年4月 南加賀保健福祉センター加賀地域センターに名称変更

(3) 歴代所長

ア 南加賀保健福祉センター

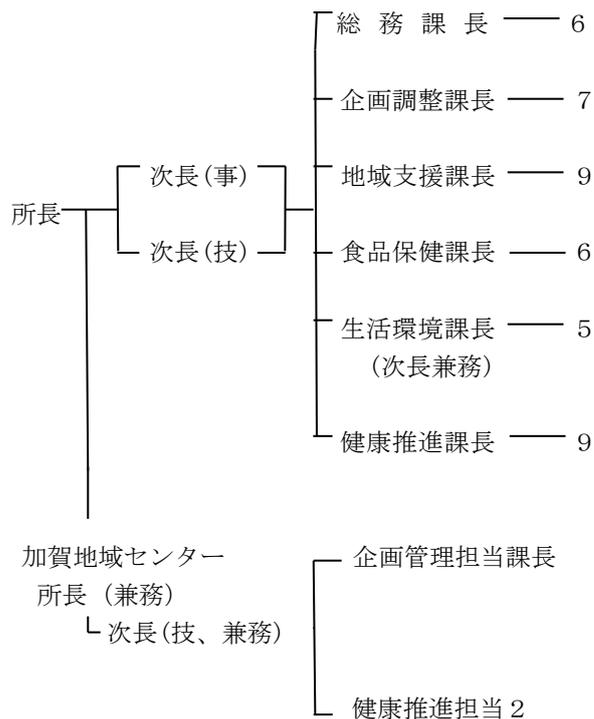
歴代	就任期間	氏名
初代	昭和19.10 ~ 21.12	三輪 豊次
2	22. 1 ~ 27.12	山下 清之
3	28. 1 ~ 30. 1	野口 俊介
4	30. 9 ~ 37. 3	河原 勲
5	37. 4 ~ 40. 3	川島 第二
6	40. 4 ~ 52. 3	稲木 公彦
7	52. 4 ~ 56. 3	西 正美
8	56. 4 ~ 57. 3	木下 弥栄
9	57. 4 ~ 60. 3	大島 喜久男
10	60. 4 ~ 平成2.3	今村 信夫
11	平成 2. 4 ~ 3. 3	木下 弥栄
12	3. 4 ~ 4. 3	杉田 直道
13	4. 4 ~ 10. 3	水腰 久美子
14	10. 4 ~ 11. 3	林 正男
15	11. 4 ~ 20. 3	伊川 あけみ
16	20. 4 ~ 22. 1	佐藤 日出夫
17	22. 2 ~ 24. 3	柴田 裕行
18	24. 4 ~	沼田 直子

イ 加賀地域センター

歴代	就任期間	氏名
初代	昭和15. 3 ~ 17. 1	河西 澄
2	17. 2 ~ 19. 6	竹谷 幸太郎
3	19. 11 ~ 27. 4	清水 正次
4	27. 4 ~ 30. 1	稲木 公彦
5	30. 1 ~ 43. 3	佐野 敏
6	43. 4 ~ 51. 8	山本 重美
7	51. 9 ~ 54. 3	大島 喜久男
8	54. 4 ~ 59. 3	稲木 公彦
9	59. 4 ~ 61. 3	清水 進
10	61. 4 ~平成 1.3	高崎 秀雄
11	平成 1. 4 ~ 3. 3	杉田 直道
12	3. 4 ~ 5. 3	南 陸男
13	5. 4 ~ 7. 3	菊地 修一
14	7. 4 ~ 10. 3	大田 良子
15	10. 4 ~ 12. 3	小林 勝義
16	12. 4 ~ 13. 3	菊地 修一
17	13. 4 ~ 13. 4	伊川 あけみ
18	13. 5 ~ 15. 3	見谷 亨
19	15. 4 ~ 18. 3	能登 隆元
20	18. 4 ~ 20. 3	伊川 あけみ
21	20. 4 ~ 22. 1	佐藤 日出夫
22	22. 2 ~ 24. 3	柴田 裕行
23	24. 4 ~	沼田 直子

(4) 組織

職員の配置状況 (平成25年4月現在)



計 53 名(嘱託職員及び臨時職員を含む)

(5) 職員の職種別構成 (平成25年4月現在)

職種	センター	加賀地域センター	計
医師	1	—	1
獣医師	2	—	2
薬剤師	4	—	4
化学職	2	—	2
診療放射線技師	1	—	1
臨床(衛生)検査技師	2	—	2
管理栄養士	3	—	3
保健師	12	2	14
看護師	—	—	—
作業療法士	—	—	—
事務	8	1	9
畜産	1	—	1
児童心理司	3	—	3
社会福祉主事	—	—	—
児童福祉司	5	—	5
ソーシャルワーカー	—	—	—
技能員及び庁務員	2	—	2
嘱託・臨時職員	4	—	4
計	50	3	53

(6) 分掌事務

ア 南加賀保健福祉センター

内部組織	分	掌	事	務
総務課	1 センター内の事務の連絡調整に関する事 2 管内の保健所の予算執行に関する事		3	その他の課の所管に属しない事項に関する事
企画調整課	1 保健、医療及び福祉に関する総合相談に関する事 2 保健、医療及び福祉の連携並びに総合調整に関する事 3 保健、医療及び福祉に関する計画の策定並びに推進に関する事		4 5 6	市町支援及び連絡調整に関する事 介護保険に関する事 社会福祉統計に関する事
地域支援課	1 生活保護に関する事 2 児童及び婦人の福祉に関する事 3 老人の福祉に関する事 4 身体障害者の福祉に関する事 5 知的障害者の福祉に関する事 6 発達障害者の支援に関する事		7 8 9 10	社会福祉法人、社会福祉施設等の指導に関する事 民生委員及び児童委員に関する事 戦傷病者、戦没者遺族、引揚者及び未帰還者留守家族の援護に関する事 共同募金に関する事
食品保健課	1 管内の保健所との連絡調整に関する事			
生活環境課	1 管内の保健所との連絡調整に関する事			
健康推進課	1 管内の保健所との連絡調整に関する事			

イ 南加賀保健所

内部組織	分	掌	事	務
総務課	1 所内の事務の連絡調整に関する事 2 病院及び診療所等医療機関の指導に関する事 3 医師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、薬剤師、保健師、助産師及び看護師に関する事		4 5 6 7 8 9	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師その他の医業類似行為業者に関する事 精神保健（保健指導以外の事務）及び精神障害者福祉に関する事 保健所運営協議会に関する事 原子爆弾被爆者の医療に関する事 医療費の公費負担事務に関する事 その他の課の所管に属しない事項に関する事
企画調整課	1 保健、医療及び福祉に関する総合相談に関する事 2 保健、医療及び福祉の連携並びに総合調整に関する事 3 保健、医療及び福祉に関する計画の策定並びに推進に関する事 4 市町支援及び連絡調整に関する事 5 介護保険に関する事 6 災害・事故等発生時の健康危機管理に関する事		7 8 9 10 11 12	保健に関する調査、研究及び情報の活用に関する事 健康教育に関する事 人口動態及び衛生統計に関する事 研修に関する事 看護学生等の実習に関する事 ボランティアグループに関する事

食品保健課	<ul style="list-style-type: none"> 1 薬事に関すること。 2 毒物、劇物及び覚せい剤に関すること。 3 あへん、麻薬、向精神薬及び大麻に関すること。 4 血液事業及び献血に関すること。 5 食品及び乳肉衛生に関すること。 6 製菓衛生師に関すること。 7 食鳥処理の規制及び食鳥検査に関すること。 8 微生物検査に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 9 血清学的検査に関すること。 10 寄生虫学的検査に関すること。 11 生化学的検査に関すること。 12 生活衛生に関する試験及び検査に関すること。 13 食品衛生に関する試験及び検査に関すること。 14 公害に関する試験及び検査に関すること。
生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> 1 狂犬病の予防に関すること(南部小動物管理指導センターの分掌事務を除く)。 2 動物の愛護及び管理に関すること。 3 と畜場及び化製場等に関すること。 4 理容・美容営業、クリーニング営業、旅館、興行場、公衆浴場及び海水浴場等に関すること。 5 温泉に関すること。 6 ねずみ及び昆虫の駆除に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 7 廃棄物の処理及び清掃に関すること。 8 建築物における衛生的環境の確保指導に関すること。 9 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭その他の公害の防止に関すること。 10 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。 11 水道及び飲料水の衛生に関すること。 12 下水道の終末処理場に関すること。
健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> 1 結核予防に関すること。 2 感染症予防及び予防接種に関すること。 3 精神保健指導に関すること。 4 老人保健・医療に関すること。 5 歯科保健に関すること。 6 身体障害児の療育指導に関すること。 7 母子保健に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 8 難病対策に関すること。 9 生活習慣病対策に関すること。 10 健康増進及び栄養改善に関すること。 11 診療放射線に関すること。 12 母体保護に関すること。 13 移植医療に関すること。

ウ 加賀地域センター

内部組織	分 掌	事 務
企画管理 担 当	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域センター内の事務の連絡調整に関すること。 2 病院及び診療所等医療機関の指導に関すること。 3 医師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、薬剤師、保健師、助産師及び看護師に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 4 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師その他の医業類似行為業者に関すること。 5 人口動態及び衛生統計に関すること。 6 その他他の課の所掌に属しない事項に関すること。
健康推進 担 当	<ul style="list-style-type: none"> 1 結核予防に関すること。 2 感染症予防及び予防接種に関すること。 3 精神保健福祉に関すること。 4 老人保健・医療に関すること。 5 原子爆弾被爆者の医療に関すること。 6 歯科保健に関すること。 7 身体障害児の療育指導に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 8 母子保健に関すること。 9 難病対策に関すること。 10 生活習慣病対策に関すること。 11 健康増進及び栄養改善に関すること。 12 医療費の公費負担に関すること。 13 母体保護に関すること。 14 移植医療に関すること。

(7) 附属機関

ア 南加賀保健所運営協議会

保健所活動を地域の保健需要に対応したものと
 とするため、管内の公衆衛生状態の判断や住民
 からの要望などを審議し、保健所長に意見具申
 を行う。

この協議会の委員は、管内の関係行政機関、
 医療関係、学校保健、福祉関係、その他の諸団
 体の代表者合計18名で構成している。

	小松能美 食品衛生協会 会長	小森 隆盛
	小松能美メンタルヘルス ボランティア友の会代表	浅井 俊子
	南加賀食生活改善 推進協議会会長	林 良子
	加賀市民生委員児童 委員協議会長	上野 榮一

(平成26年1月22日現在)

区分	役職	委員名
関係行政 機 関	小松市市民福祉部長	中田 豊司
	加賀市市民部長	高川 義博
	能美市健康福祉部長	勝山 與四久
	川北町保健センター 館 長	大山 保
	小松警察署長	藪上 治吉
医療関係	小松市医師会長	東野 義信
	加賀市歯科医師会長	鈴木 一
	小松能美薬剤師会 代表理事・会長	勝木 宏
学校保健 関 係	小松市学校保健会 副 会 長	小阪 秀明
福祉関係	小松市保育連絡協議 会 長	新谷 裕一
	加賀市保育士会長	山本 伸子
	能美市保育士会長	伊藤 洋子
	川北町保育士会長	小嶋 美保子
そ の 他	小松市校下 女 性 協 議 会 長	酒井 恵美子

イ 南加賀医療圏保健医療計画推進協議会

多様化している保健医療需要に対応して、地域
 の実情に即した具体的施策を盛り込んだ地域保健
 医療計画を作成、推進するための協議会である。

(平成26年1月22日現在)

区分	役職	委員名	
委 員	保健医療関係	小松市医師会長	東野 義信
		加賀市医師会長	松下 重人
		能美市医師会長	松田 健志
		小松歯科医師会 副 会 長	安井 敏成
		加賀薬剤師会 会 長	笹原 紀代美
		小松市民病院長	川浦 幸光
		加賀市民病院長	小林 武嗣
		能美市立病院長	前澤 欣充
		保健医療を受 ける立場にあ る者	小松市けんこうづく り推進委員副会長
加賀市女性協議会長	野村 正子		
能美市健康づくり推 進員 会代表	南 俊博		
川北町民生児童委員 会長	山田 秀子		
関係行政機関	小松市市民福祉部長	中田 豊司	

		加賀市市民部長	高川 義博
		能美市健康福祉部長	勝山 與四久
		川北町保健センター 館 長	大山 保
		小松市消防本部長	村上 修
		南加賀保健所長	沼田 直子
幹 事		南加賀保健所次長	塚崎 茂
		南加賀保健所 企画調整課長	寺西 衣姫

ウ 石川県加賀地区感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき協議会を設置している。協議会は、一類感染症及び二類感染症は他の感染症と異なり通院医療では対応できない感染症であり、感染症の拡大防止と人権の擁護との調和を図る必要から、入院の勧告及び入院期間の延長に関する必要な事項を審議する。

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

区 分	所 属	氏 名
一 感染症指定医療機関の医師	小松市民病院	竹田 正廣
二 感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者 (感染症指定医療機関の医師を除く)	国立病院機構 石川病院	吉田 政之
	しんたに医院	新谷 博元
	能美市立病院	高枝 正芳
三 医療以外の学識経験を有する者	小松短期大学	相内 信
四 医療及び法律以外の学識経験を有する者		松田 かず子